

障害者への受験上の配慮に係る取扱要領

1 趣旨

この要領は、山口県人事委員会が実施する職員採用試験（選考）において、障害のある受験者への受験上の配慮に関し、合理的かつ適切な対応を図るために必要な事項を定めるものとする。

2 配慮希望の申出

受験上の配慮を希望する受験者は、受験申込時又は第1次試験の合格通知に記載する所定の期日までに書面又は電子メールにより申し出るものとする。

3 配慮する内容

(1) 主な配慮事例は次の表のとおりとする。

対象となる者	配慮する事例
視覚に関する配慮を必要とする者	○試験時間の延長（択一式試験に限る） ・障害者採用選考において、点字又は音声機器（音声パソコン又はデジタイザー再生機）により受験する者（1.5倍） ・良い方の眼の矯正視力が0.15以下の者（1.3倍） ・両眼による視野について視能率による損失が90%以上の者（1.3倍） ○問題・答案用紙の拡大 ○拡大鏡等の持参使用 ○座席を窓側の明るいところに指定
聴覚に関する配慮を必要とする者	○注意事項等の文書による伝達 ○座席を前列に指定
肢体不自由に関する配慮を必要とする者	○1階又はエレベーターが利用可能な試験室で受験 ○洋式トイレ又は障害者用トイレに近い試験室で受験 ○座席を試験室の出入口に近いところに指定 ○車椅子の持参使用 ○試験会場への乗用車での入構 ○答案用紙の拡大
全ての受験者	○口述試験時における就労支援機関の職員等の同席

(2) (1)に掲げるもののほか、受験者からの申出のうち、特段の配慮が必要と認められるものについては、合理的な範囲で個別判断の上決定する。

4 配慮の決定及び伝達

受験上の配慮の申出があった場合は、当該試験に係る職員としての職務遂行能力を判定するという試験の目的に照らし、合理的な範囲で配慮の可否を決定し、試験日のおおむね1週間前までに受験者に伝達するものとする。

なお、試験時間の延長に係る申出があった場合は、身体障害者手帳、医師の診断書等により3(1)に定める基準に適合するか確認した上で決定するものとする。

5 その他

基礎能力検査等をテストセンター方式により実施する試験の第1次試験に係る配慮希望については、上記2から4までの記載にかかわらず、申込者が検査の運営機関に、受験上の配慮を申し出るものとする。

附 則

この要領は、平成28年4月21日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年7月16日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月26日から施行する。